

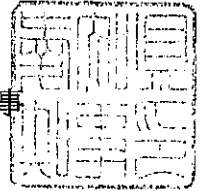


3 環 活 第 1 6 5 号

令 和 3 年 6 月 15 日

経 済 産 業 大 臣 殿

愛 知 県 知 事



(仮称) 新田原臨海風力発電所 環境影響評価方法書についての
知事意見について (通知)

このことについて、環境影響評価法 (平成9年法律第81号) 第10条第1項及び電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第46条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、環境の保全の見地からの関係市長 (田原市長、豊橋市長、豊川市長及び蒲郡市長) の意見は、別添2のとおりです。

担 当 環境局環境政策部環境活動推進課

環境影響・リスク対策グループ

電 話 052-954-6211 (ダイヤル)

(仮称) 新田原臨海風力発電所 環境影響評価方法書についての知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- (2) 対象事業実施区域（以下「区域」という。）周辺には、既設の風力発電所に加え、計画中の風力発電所があることから、騒音、風車の影、動物及び景観に関して累積的な影響が懸念される。
このため、これらの風力発電所の事業者、関係自治体及び地域の状況に精通した専門家等から情報の収集に努め、騒音、風車の影、動物及び景観に関して、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 調査地点及び予測地点について、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- (4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 騒音、風車の影

区域周辺に住宅等が存在することから、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

3 水質

区域は海域に隣接しており、また、工事計画の詳細が明らかになっていないことから、濁水の流出を否定できない。

このため、工事計画を具体化した上で、その内容を踏まえて、必要に応じ、造成等の施工による水の濁りを環境影響評価の項目として選定すること。

4 動物、生態系

(1) 区域及びその周辺においては、チュウヒ等の重要な種が確認されており、また、区域の周辺には、水鳥の重要な渡来地である汐川干潟が存在する。さらに、サシバやハチクマを始めとする多くの鳥類の渡りのルートであることから、施設の稼働に伴う鳥類の風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、鳥類に及ぼす影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響の回避、低減に努めること。

(2) 鳥類（水鳥類、渡り鳥、希少猛禽類）の調査においては、構造物に対する回避行動、餌場やねぐら等への移動経路、渡りの経路などの把握が重要となることから、飛翔軌跡や飛翔高度を的確に記録すること。

また、生態系の上位性注目種について、精度の高い好適採餌環境分布図に基づく予測及び評価をするために、行動圏が把握できるように適切に調査を行うこと。

なお、定点調査付近で希少猛禽類の営巣地が確認された場合には、繁殖を阻害することがないように、調査地点を変更するなど、できる限り影響が小さい手法により調査を行うこと。

(3) 鳥類（水鳥類、渡り鳥、希少猛禽類）の風力発電機への年間衝突予測数の算出に用いる飛翔軌跡調査等については、種の活動時間を正しく反映した調査時間を設定し、適切に調査を実施すること。

また、年間衝突予測数の算出に当たっては、複数の回避率を用いて算出すること。

5 その他

(1) 準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

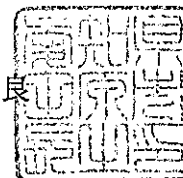
(2) インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。



21田環第52号
令和3年4月16日

愛知県知事 大村 秀章 様

田原市長 山下 政良



(仮称)新田原臨海風力発電所環境影響評価方法書について(回答)

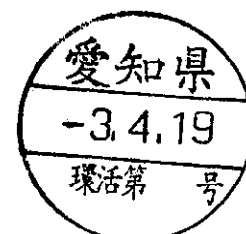
令和3年4月5日付け3環活第8号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 騒音等により地域住民の生活環境に影響がないよう十分に配慮すること。
- 2 鳥類等の野生動植物の生息・生育に影響がないよう十分な対策を講じること。

以上

担当 市民環境部 環境政策課
TEL 0531-23-3541





3 豊環再第 11 号
令和 3 年 4 月 2 3 日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市長 浅井 由崇



(仮称) 新田原臨海風力発電所 環境影響評価方法書について (回答)

令和 3 年 4 月 5 日付け、3 環活第 8 号にて照会のありましたこのことにつきまして、意見はありません。

担当 環境部再生可能エネルギーのまち推進課
再生可能エネルギー推進グループ (廣瀬)
電話 0532-51-2419

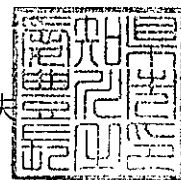




3豊環第119号
令和3年5月11日

愛知県知事 殿

豊川市長 竹本幸夫



(仮称)新田原臨海風力発電所 環境影響評価方法書に関する意見について (回答)

このことについて、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第2項の規定に基づく環境保全の見地からの意見はございません。

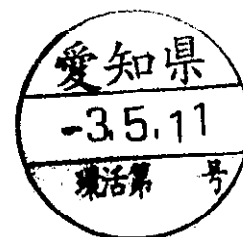
(連絡先)

担当 産業環境部環境課 高田

電話 0533-89-2141

ファックス 0533-89-2197

E-mail kankyo@city.toyokawa.lg.jp



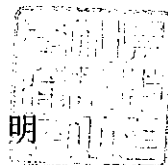


蒲環第110号

令和3年4月12日

愛知県知事 殿

蒲郡市長 鈴木 寿 明



令和3年4月5日付 3環活第8号で照会のありました、(仮称)新田原臨海風力発電所
発電所の環境影響評価方法書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条
第2項の規定に基づき、環境保全の見地からの意見については特にありません。

